

## 令和2年度（2020年度）

## 幼児教育・保育無償化に伴う手続きのご案内

令和元年（2019年）10月から幼児教育・保育の無償化が開始されました。

無償化の対象となるためには、熊本市から**事前に「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。**

認定を希望する場合は、この案内をよく読んで申請してください。

## 1 無償化の対象者と範囲・対象施設

## 無償化の対象者と範囲

次の条件①～③をすべて満たし施設等利用給付認定を受けた場合は、利用料が上限の範囲内で無償（償還払い）となります。

【条件①】認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、企業主導型保育事業を利用（在園）していない

【条件②】令和2年4月1日時点で3歳以上の小学校就学前子ども、または、  
令和2年4月1日時点で3歳未満の市町村民税非課税世帯の子ども

【条件③】保護者のいずれも就労等の「保育の必要性」がある

子どもの年齢	施設等利用給付認定を受けるための要件	施設等利用給付認定区分	無償化の上限額
3～5歳児クラス H26(2014).4.2～H29(2017).4.1生まれ	保育の必要性があること	法30条の4第2号 <b>(新2号)</b>	37,000円/月
0～2歳児クラス H29(2017).4.2生まれ以降	市町村民税 <b>非課税世帯</b> かつ 保育の必要性があること	法30条の4第3号 <b>(新3号)</b>	42,000円/月

※市外転出入等により施設等利用給付認定の期間が月の途中で開始・終了となる場合は、対象月の上限額が変わります。

※食材料費（ごはん、おかず、おやつ代）、通園送迎費、行事費などは、保護者の負担になります。

※償還払いは、利用料をいったん施設に支払い、領収証などを添付した所定の請求書を市へ提出することで、支払った額の全部または一部の支給を受ける制度です。

## 【新3号認定の非課税世帯の判定】

令和2年4～8月利用分は平成31年度の市町村民税額、令和2年9月～令和3年3月利用分は令和2年度の市町村民税額で判定します。また、父母の収入だけでは生計維持が困難（月収入10万円未満）と判断される場合で、祖父母と同居している場合は、祖父母のいずれか所得額が高い方も市町村民税非課税世帯であるか確認します。該当する場合には、父母の収入が確認できるもの、祖父母の税資料等の提出を依頼することがあります。

## 対象施設

認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業のうち、市が確認を行ったものを対象とします。

※対象施設は、熊本市ホームページで確認できます。

確認を受けていない施設は無償化の対象外ですのでご注意ください。

※対象施設を複数利用した場合も、月額上限額の範囲で利用料が無償となります。

## 2 「施設等利用給付認定」申請の受付期間と提出先

申請書受付期間	提出先
認定希望月の前月15日まで（15日が土・日・祝日の場合は翌開庁日）	お住いの区役所 保健子ども課

※やむを得ない理由等により上記の申請書受付期間までに提出ができない場合は、事前にお住いの区役所保健子ども課へご相談ください。認定開始日は、申請書受理日より前にさかのぼることはできません。

## 提出先・問い合わせ先

中央区役所 保健子ども課	TEL 096-328-2421	〒860-8618	熊本市中央区手取本町1-1
東区役所 保健子ども課	TEL 096-367-9130	〒862-8555	熊本市東区東本町16-30
西区役所 保健子ども課	TEL 096-329-6838	〒861-5292	熊本市西区小島2丁目7-1
南区役所 保健子ども課	TEL 096-357-4135	〒861-4189	熊本市南区富合町清藤405-3
北区役所 保健子ども課	TEL 096-272-1104	〒861-0195	熊本市北区植木町岩野238-1

### 3 「保育の必要性」について

「保育の必要性」は、**保護者のいずれもが**次のいずれかの事由に該当する必要があります。

	保育を必要とする事由	認定期間
1	就労（※）	在職期間の月末まで
2	妊娠・出産	出産予定日の前8週から後8週の期間を含む月単位の期間
3	保護者の疾病・障がい	療養に要する期間（※診断書・手帳に証明された期間）
4	同居親族等の介護・看護（※）	介護・看護に要する期間
5	災害復旧	災害復旧に要する期間
6	求職活動（起業準備含む）	3ヶ月（※認定開始月の翌々月の月末）まで
7	就学（※）	就学期間の月末まで
8	虐待やDVのおそれがあること	状況により異なる
9	育児休業取得中の継続保育利用	原則育児休業期間終了の月末まで ※育児休業開始前から施設等を利用していた場合に限る

（※）「1就労」、「4介護・看護」、「7就学」を事由とする場合、**月52時間かつ月13日以上**を常態としていることが要件となります。

#### 【育児休業中の施設等利用給付認定について】

- 育児休業期間中を希望月とした新規の認定はできません。  
ただし、育児休業から職場復帰する場合、  
復職日が当該月の1～15日の場合は、復職月の前月から認定が可能です。  
復職日が当該月の16日～末日の場合は、復職月から認定が可能です。
- 職場復帰後は、復職日の確認ができる書類の提出が必要です。期限までに書類の提出がない場合は、認定を取消すことがあります。

### 4 「施設等利用給付認定」申請に必要な書類

**必要な書類** ※申込児童1人につき1部必要となります。

必要な書類		施設等利用給付認定区分	
		新2号	新3号
①	子育てのための施設等利用給付認定申請書	○	○
②	保育の必要性を証明する書類 →【表1】参照	○	○
③	状況により必要となる書類 →【表2】参照 該当する方のみ		○
④	個人番号（マイナンバー）届出書、 申請者の個人番号確認書類および本人確認書類の写し→【表3】参照	○	○

※認可保育所等利用申込に基づき発行される教育・保育給付の「支給認定証（第2号・第3号認定のみ）」をお持ちの方で、その有効期間が令和2年（2020年）4月1日以降であり、かつ、認定希望日時時点で有効な場合は、「支給認定証（第2号・第3号認定のみ）」を添付（コピー可）することにより、上記②～④の書類の提出は不要です。

#### 【表1】保育の必要性を証明する書類

※各証明書は、申請書受付日から起算して3ヶ月以内に証明（記入）されたものが有効となります。

保育を必要とする事由	保育の必要性を証明する書類	備考
就労	お勤め	<input type="checkbox"/> 就労証明書 ※記入はお勤め先 ※就労先が複数ある場合は、お勤め先ごとの証明が必要 ※祖父母が営む自営業に従事している場合は、祖父母の自営の状況が確認できる書類を添付してください（ただし、法人格がある場合は不要）
	お勤め予定	<input type="checkbox"/> 就労（予定）証明書 ※記入はお勤め先 ※利用開始後改めて就労証明書の提出が必要です
	自営業 農業 内職	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 自営の状況が確認できる書類 <b>【自営の状況が確認できる書類】</b> ①最新年分の確定申告書（第一表・第二表）の控えの写し ②①が提出できない場合は、事業の取引状況が確認できる書類と営業許可証又は開業届の写し

保育を必要とする事由	保育の必要性を証明する書類	備考
妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 親子健康手帳（母子手帳）の写し	表紙（母氏名）と出産（予定）日が確認できるページ
疾病	<input type="checkbox"/> 診断書（原本）	療養期間と保育ができない旨の記載が必要
障がい	<input type="checkbox"/> 障害者手帳等の写し	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
同居親族等の介護・看護	<input type="checkbox"/> 介護・看護申立書 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証の写し、障害者手帳等の写し等 <input type="checkbox"/> 診断書（原本）	※被介護者が要介護3以上の場合は診断書の提出は不要
災害復旧	<input type="checkbox"/> り災証明書 <input type="checkbox"/> 復旧に要する時間が分かるもの	※個別に状況を確認させていただきます。
求職活動（起業準備含む）	<input type="checkbox"/> 求職活動・起業準備状況申立書（施設等利用給付認定用）	
就学	<input type="checkbox"/> 在学証明書（合格通知書等） <input type="checkbox"/> カリキュラム（時間割等）	在学期間と月の就学時間が確認できるもの
虐待やDVのおそれがあること	状況により必要な書類が異なりますので、各区役所保健子ども課へご相談ください。	
育児休業取得中の継続保育利用	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 施設が発行する在園証明書	育児休業開始前から施設利用が確認できた場合に限り認定

【表2】状況により必要となる書類（新3号認定を希望する方で、該当する方のみ）

世帯の状況		必要書類
未婚のひとり親家庭で、次の①②いずれにも該当する方（市町村民税非課税者を除く） ①婚姻によらないで母（父）となり、現に婚姻（事実婚を含む）をしていない者 ②女性：合計所得金額の所得制限なし 男性：合計所得金額が500万円以下		<input type="checkbox"/> 熊本市保育施設等の保育料にかかる寡婦（夫）控除のみなし適用申請書 <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書（3ヶ月以内の発行されたもの）または有効期限内の児童扶養手当証書の写し ※寡婦（夫）控除等のみなし適用の結果、新3号認定の対象となる場合があります。なお、提出があった月の翌月からの適用となります。
令和2年4月～8月に認定希望（利用開始）の方	<b>平成31年（2019年）1月1日現在の住所地が熊本市以外の方</b> ・平成31年（2019年）1月2日以降に熊本市に転入された方 ・単身赴任等で保育料算定保護者の住民票が熊本市にない方 ・平成30年（2018年）年中に日本国外で就労された方 等	<input type="checkbox"/> 平成31年度（2019年度）の市町村民税所得割額が分かる証明書（課税証明書など） ※平成31年（2019年）1月1日現在の居住市区町村が発行するもの ※配偶者控除の対象の方についても、課税（非課税）証明が必要です。 ※国外で就労された方は、平成30年（2018年）中の収入を証する書類（和訳文を添付すること）が必要です。
令和2年9月～令和3年3月に認定希望（利用開始）の方	<b>令和2年（2020年）1月1日現在の住所地が熊本市以外の方</b> ・令和2年（2020年）1月2日以降に熊本市に転入された方 ・単身赴任等で保育料算定保護者の住民票が熊本市にない方 ・平成31年（2019年）年中に日本国外で就労された方 等	<input type="checkbox"/> 令和2年度（2020年度）の市町村民税所得割額が分かる証明書（課税証明書など） ※令和2年（2020年）1月1日現在の居住市区町村が発行するもの ※配偶者控除の対象の方についても、課税（非課税）証明が必要です。 ※国外で就労された方は、平成31年（2019年）中の収入を証する書類（和訳文を添付すること）が必要です。

### 【表3】個人番号（マイナンバー）届出書と添付書類

「子ども・子育て支援法施行規則」の規定に基づき、施設等利用給付認定申請には個人番号（マイナンバー）届出書の提出が必要です。また、届出書を提出のときは、次のとおり「個人番号確認」と「本人確認」の書類の写しを添付し提出してください。

個人番号確認書類 ※次のうち、いずれか1点で可	本人確認書類	
	身分証明書（写真付き） ※次のうちいずれか1点で可	身分証明書（写真なし） ※次のうち2点必要
<input type="checkbox"/> 個人番号カード ※身分証明書にもなります。 <input type="checkbox"/> 個人番号通知カード <input type="checkbox"/> 個人番号記載の住民票等	+ <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 障害者手帳（身体/精神/療育） <input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他官公署発行の写真付身分証明書等で、住所、氏名、生年月日の記載のあるもの	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他官公署等からの発行書類で、住所、氏名、生年月日の記載のあるもの

### 5 認定を受けた後、世帯の状況等が変わった場合は必ず届け出をしてください。

施設等利用給付認定を受けた後に、世帯の状況が変わった場合は、お住いの区役所保健子ども課へ連絡し、必要書類を提出してください。

【例】・氏名、世帯構成等に変更があった場合

（結婚（事実婚含む）、離婚、祖父母との同居開始・終了）

- ・妊娠（出産）した場合
- ・住所が変わった場合
- ・就職、育児休業復帰、退職、転職、勤務形態の変更があった場合
- ・生活保護の廃止・開始
- ・その他、保育を必要とする事由が変わった場合・該当しなくなった場合 等

※変更内容によっては、認定結果が変わりますのでご注意ください。

### 6 認定の取消し等

施設等利用給付認定を受けた後でも、次に該当することとなった場合等には、施設等利用給付を受けることができなくなりますのでご注意ください。

○市外へ転出した場合

熊本市での認定は終了となります。転出先の市町村で改めて施設等利用給付認定申請の手続きが必要です。

○保育を必要とする事由がなくなった場合

○施設等利用給付認定（新2号・新3号）の有効期間が満了となった場合

○新3号認定の方が、課税世帯となった場合

○教育・保育給付の第2号・第3号認定で認可保育所等を利用開始した場合

○企業主導型保育事業を利用開始した場合

### 7 年1回の現況確認について

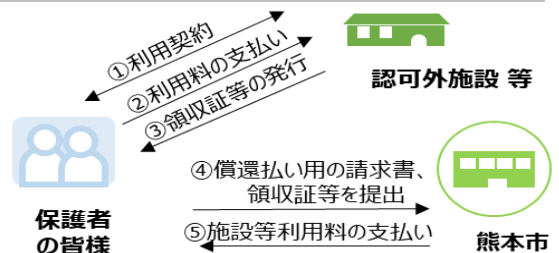
保育を必要とする事由や状況が引き続き該当するか確認するため、年1回「現況届」および「保育の必要性を証明する書類」等の提出が必要となります。提出時期は、別途お知らせします。

### 8 利用料の償還払いの手続きについて

施設等利用給付認定（新2号・新3号認定）の有効期間中は、利用料が上限額の範囲で無料（償還払い）になります。

施設へ利用料をいったん支払った後、熊本市保育幼稚園課へ請求書および領収証等を提出してください。

支払いは、年4回（3ヶ月分）を予定しておりますが、請求時期等は別途熊本市ホームページ等でお知らせします。領収証等はなくさないよう保管してください。



### 【問い合わせ先】

▶施設等利用給付認定の手続きについて

お住いの区役所保健子ども課まで（連絡先は表紙参照）

▶利用料の償還払いの手続きについて

熊本市保育幼稚園課 TEL : 096-328-2568

各種申請様式は、熊本市ホームページからダウンロードまたは各区役所保健子ども課、熊本市保育幼稚園課で配布しています。

